学校管理運営規程

第１　目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立農産学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長

１．副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
２．副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第５　主幹教諭

１．主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
２．主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第６　指導教諭

指導教諭は、授業の在り方や教科指導の専門性について、生徒の実態を踏まえ、自校及び他校の教員に対して教科及び領域の指導技術の普及を図るため以下の役割を担う。

１.校内における業務を通した指導
２.模範授業
３.公開授業
４.個別相談
５.授業支援
６.教科指導資料開発

第７　主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

１．校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
２．指導・監督層である主幹教諭の補佐
３．同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第８　経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第９　校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

１．部
（１）教務部

・教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取り扱い等教務に関することを所掌する。

（２）生活指導部

・学校生活に関する指導及び相談、学校行事の指導等に関することを所掌する。

・保健、健康指導及び健康相談等心身の健康に関することを所掌する。

（３）進路指導部

・進路に関する指導及び相談、進路情報の整備及び進路決定事務等の進路指導に関することを所掌する。

（４）農場部

・専門教科である農業の教科指導に関する連絡調整及び農場等の施設設備に関することを所掌する。

（５）研究部

・生徒の学習効果を高めるための授業研究、指導力・授業力の向上のための教科主任会、小グループによる相互の授業参観、校内研修等に関することを所掌する。

２．学年

第１学年、第２学年及び第３学年を置く。

３．学科

園芸デザイン科、食品科を置く

４．教科

（１）国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（英語）、家庭、情報及び農業を置く。

（２）国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（英語）、家庭、情報及び農業に教科主任を置く。

５．企画調整会議

６．職員会議

７．教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

８．委員会

（１）安全衛生委員会

・職員の労働安全衛生に関することを所掌する。

（２）学校保健委員会

・生徒の心身の健康を安全に関することを所掌する。

（３）ＣＡＬＬ委員会

・ＣＡＬＬ機器の導入及び指導、ＣＡＬＬ教室の管理等に関することを所掌する。なお、ホームページ管理運営委員会を兼ね、本校ホームページの管理運営に関することも所掌する。

（４）学校開放事業委員会

・公開講座等学校開放事業の企画及び運営に関することを所掌する。

（５）防災委員会

・防災計画、避難訓練等及び防災教育の推進に関することを所掌する。

（６）学校図書館運営委員会

・学校図書館の管理運営に関することを所掌する。

（７）教育課程検討委員会

・教育課程の改訂及び教務内規等に関することを所掌する。なお、授業評価検討委員会を兼ね、生徒による授業評価の実施に関わることを所掌する。

（８）入学対策委員会

・中学生に対する学校のＰＲ、体験入学等に関することを所掌する。

（９）教科書選定委員会
・教科書の調査研究、選定等に関することを所掌する。
(10) 省エネ委員会
・ 本校に於ける省エネ及び二酸化炭素排出削減、ＥＳＤ教育に関することを所掌する。
(11) 教育相談委員会
・ 校内の教育相談及び特別支援教育関係を所掌し、スクールカウンセラーの活用による生徒への相談体制を整え、研修会を企画、実施する。

９．学校運営連絡協議会
学校及び校長への支援体制を強化するため、学校運営に関して保護者や地域住民等の参画を求め、意見交換を行う場とする。

１０．防災教育推進委員会
これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進にかかわる事項について検討する。なお、以下の（１）から（４）を所掌する。
（１） 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。
（２） 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。
（３） 地域主催の防災訓練への生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。
（４） その他委員長が必要と認める事項。

１１．言語能力推進委員会
次の（１）から（６）の項目等に係る事項について、教科主任会が所管する。
（１）学校図書館を活用した各教科等の授業
（２）意見の異なる者同士の討論・討議（ディベート）
（３）体験や調べたことをまとめ、発表し合う学習活動
（４）同じ本を読んで、意見等を述べ合う学習活動、書評合戦等
（５）弁論大会
（６）上記（１）から（５）の事業について、専門家を招聘した授業及び教員研修を行い、活字に親しむ学校づくりを通して生徒の言語能力の向上を図る。

１２． 学校いじめ対策委員会
いじめ防止を推進し。対応の充実を図る。

１３． 学校サポートチーム
いじめをはじめとした問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進める。

１４． 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

１５． 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

１６． その他
校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第９ 経営企画室組織
経営企画室に関する分掌組織は、次のとおりとする。
１．統 括
２．経理担当
３．庶務担当
４．その他の事務

第１０　企画調整会議

１．目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営の推進に資する。

２．構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、指導教諭、各部主任、各学年主任、各学科主任及び経営企画室各係長とする。

３．開催

定例会は、原則として毎週１回開催する。

４．招集

校長が招集し、その運営を管理する。

５．その他、必要な事項は、校長が定める。

第１１　職員会議

１．目的

職員会議は、校長の補助機関として、次の事項を取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって､所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

２．構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

３．開催

定例会は、原則として月１回開催する。

４．招集

校長が招集し、その運営を管理する。

５．司会

校長が選任する。

６．記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているのか確認を受けなければならない。

７．運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第１２　教科会

１．目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

２．所掌事項

（１）　教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

（２）　「年間授業計画」に関すること。

（３）　各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。

（４）　授業の進度や指導内容の確認に関すること。

（５）　定期考査及び学習評価に関すること。
（６）　教科書選定に関すること。
（７）　教務部との連絡・調整に関すること。
（８）　組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
（９）　教科指導力の向上に必要なＯＪＴに関すること。

３．構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び非常勤教員、実習助手とする。

４．開催

定例的な教科会を、月１回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年１回）、定期考査前（年５回）、成績評定前（年３回）、0JT 関係実施時期（年３回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。（各校の実態に合わせて、開催回数及び実施時期を毎年４月１日までに決定する。）

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

５．招集

教科会は、研究主任、教科主任等が招集する。

研究主任、教科主任等は校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第１３　分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。

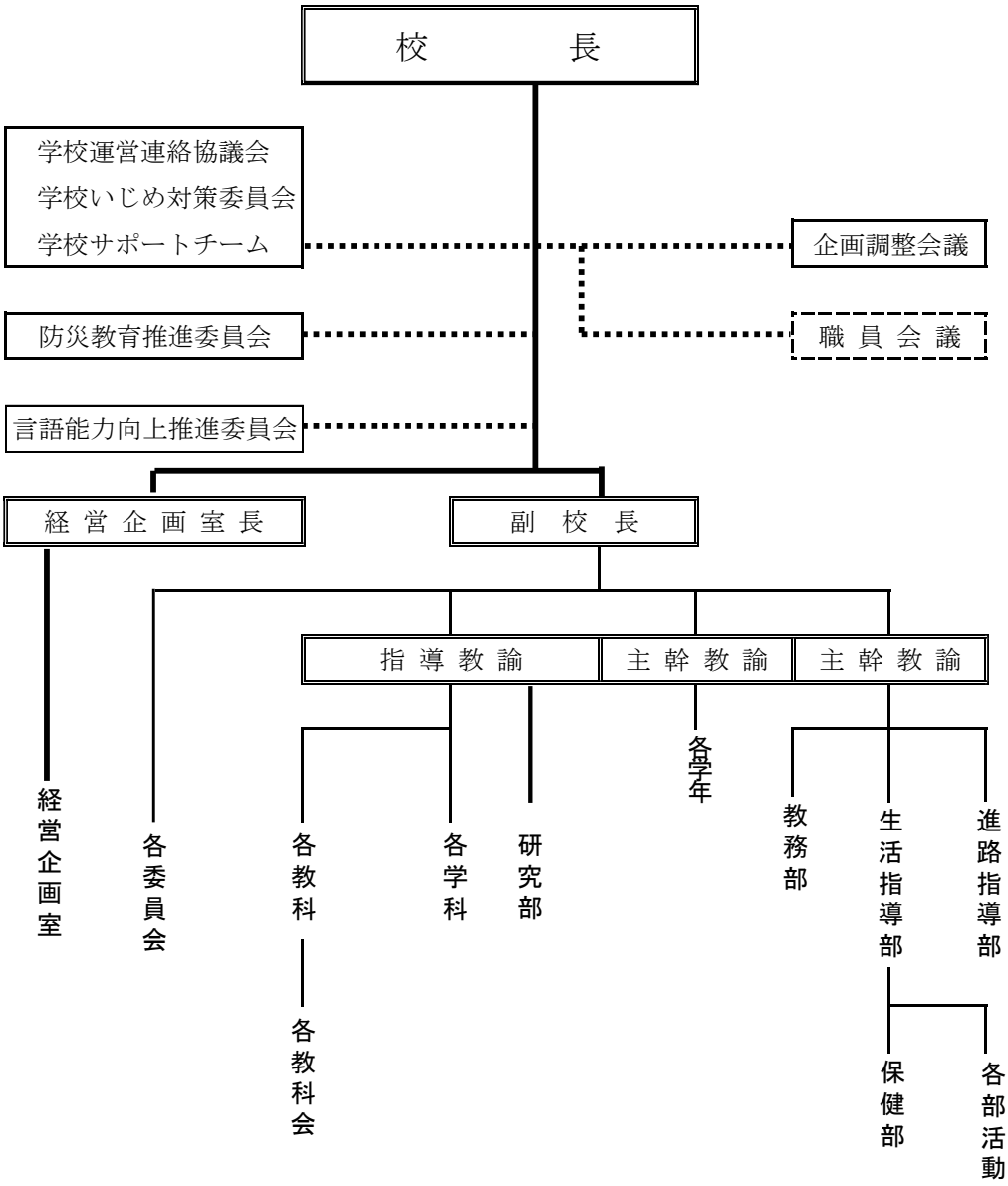

第１４　人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第１５　予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第１６　校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第１７　情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成１１年1月１日から施行する。

附則

この規程は、平成１５年4月１日から施行する。平成１５年4月　１日　１５農産高第　３８号

附則

この規程は、平成１６年4月１日から施行する。平成１６年4月３０日　１６農産高第１７９号

附則

この規程は、平成１８年4月１日から施行する。平成18年4月１４日　１８農産高第　６０号

附則

この規程は、平成１９年4月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２０年4月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２１年4月１日から施行する。平成２１年4月　１日　２１農産高第　１９号

附則

この規程は、平成２２年4月１日から施行する。平成２２年4月　１日　２２農産高第　６３号

附則

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。平成２２年１１月３０日　２２農産高第１０４０号

附則

この規程は、平成２３年6月１日から施行する。平成２３年5月２７日　２３農産高第３５２号

附則

この規程は、平成２４年4月１日から施行する。平成２４年3月２６日　２３農産高第１７２７号

附則

この規程は、平成２５年4月１日から施行する。平成２５年3月２２日　２４農産高第２０５０号

附則

この規程は、平成２６年4月８日から施行する。平成２６年4月　７日　２６農産高第　　９０号

附則

この規程は、平成２７年4月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２８年4月１日から施行する。平成２８年3月３１日　２７農産高第２３１５号

附則

この規程は、平成２９年4月１日から施行する。平成２９年3月３１日　２８農産高第２３０７号

附則

この規定は、平成３０年4月１日から施行する。平成３０年3月３１日　２９農産高第２２１２号

附則

この規定は、平成３１年4月１日から施行する。平成３１年3月３１日　３１農産高第２２４５号

この規定は、令和2年4月１日から施行する。令和2年4月１日　2農産高第１０５号